

メンタルヘルス対策支援専門員派遣要綱

平成 27 年 8 月 12 日
地方公務員安全衛生推進協会

(目的)

第1条 この要綱は、大規模災害又は特殊災害が発生し、職員の惨事ストレスの発生が危惧される地方公共団体等に対し、その要請に基づき地方公務員安全衛生推進協会（以下「協会」という。）が行うメンタルヘルス対策支援（以下「支援」という。）のための専門員の派遣に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(支援対象団体)

第2条 支援対象団体は、大規模災害又は特殊災害が発生し、職員の惨事ストレスの発生が危惧される地方公共団体等（以下「自治体」という。）とする。

(支援の内容)

第3条 支援は、次に掲げる事業とする。

(1) 個別面接

個別面接の対象者は、(ア) 本人の申し出に基づく者、(イ) 人事・総務当局・上司などから参加を薦められた者、(ウ) ストレス度チェックの高得点者等を考慮のうえ、自治体が選定する。

(2) 心の健康セミナー（一般職員向け、管理監督職員向け）

心の健康セミナー対象者は、自治体が選定する。

(3) メンタルヘルスマネジメント支援（メンタルヘルス管理体制整備のアドバイス等）

当該支援は、「(1) 個別面接」又は「(2) 心の健康セミナー」を実施する自治体の中からその希望を確認のうえ、理事長が決定する。

(専門員の派遣)

第4条 専門員は、精神科医、臨床心理士等の中から、理事長が委嘱し登録した者（別紙1「メンタルヘルス対策支援専門員登録者名簿」のとおり）とする。

2 協会は、支援を決定した自治体と調整のうえ、登録した専門員の中から派遣専門員を選定し、派遣する。（別紙2「メンタルヘルス対策支援専門員派遣 スキーム図」のとおり）

3 専門員の派遣に当たっては、派遣対象とする自治体の災害等の事案の性格、規模等に応じて、あらかじめ登録した専門員の中から編成する。

(派遣の決定)

第5条 自治体が支援要請を行う場合には、別紙3「メンタルヘルス対策支援専門員派遣要請書」により、理事長に申請を行うものとする。

2 理事長は、前項の規定による申請があった場合には、速やかにその必要性を審査し、派遣の要否を決定のうえ、通知する。

(経費)

第6条 専門員の派遣に要する経費は、協会が負担するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、支援に必要な事項は理事長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年8月12日から施行する。

(別紙 1)

メンタルヘルス対策支援専門員登録者名簿

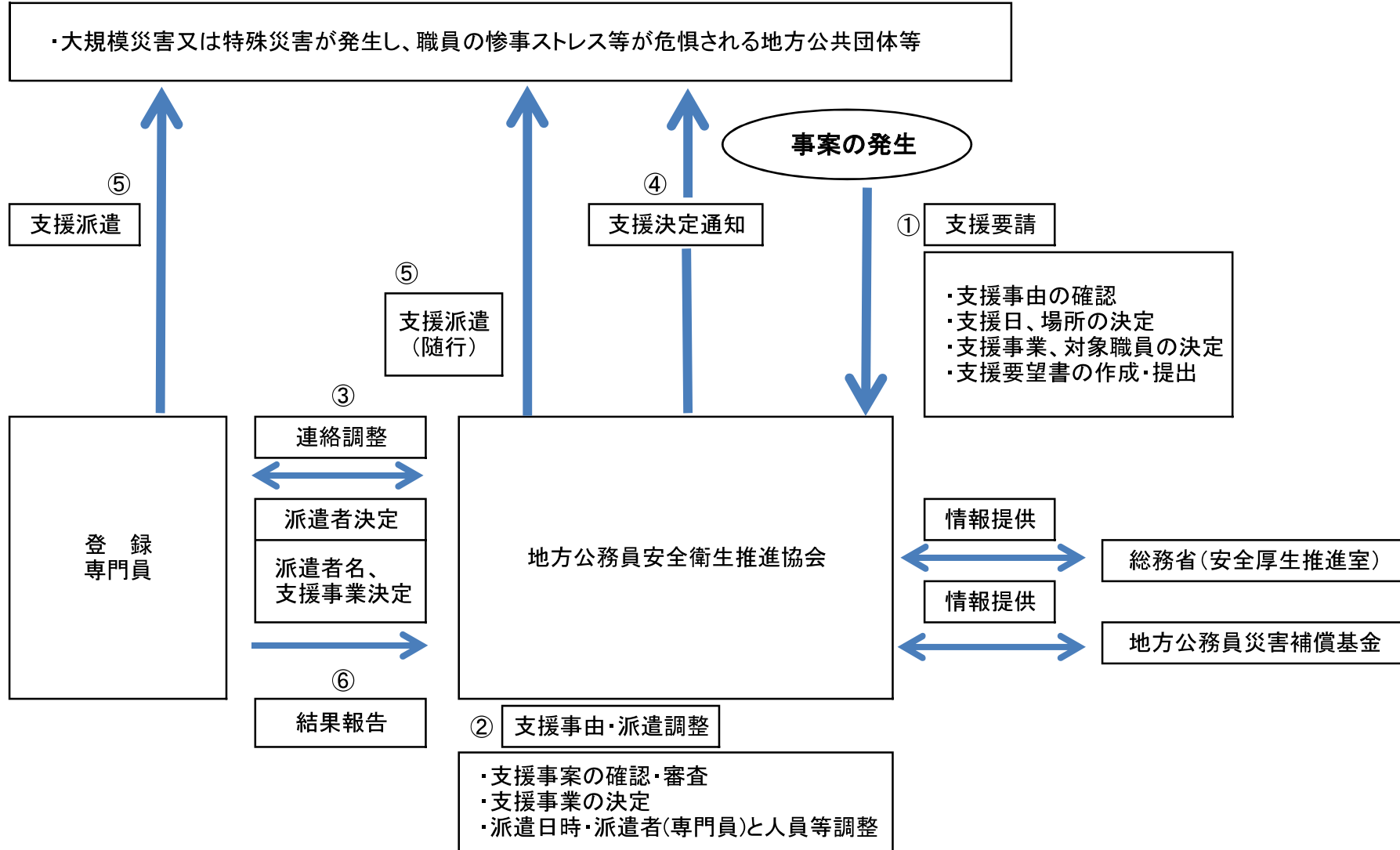
専門員登録者名

- ・ 佐藤 隆 (総合心理教育研究所)
- ・ 池内 陽子 (総合心理教育研究所)
- ・ 浦本 真喜子 (総合心理教育研究所)
- ・ 川原 未来 (総合心理教育研究所)
- ・ 笹川 真紀子 (武蔵野大学心理臨床センター)
- ・ 松井 豊 (筑波大学人間総合科学研究科)

(注) 専門員は、医師、臨床心理士等とし、徐々に専門員を増やすこととする。

(別紙 2)

メンタルヘルス対策支援専門員派遣 スキーム図



(別紙3)

メンタルヘルス対策支援専門員派遣要請書

平成 年 月 日

一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会 理事長 殿

標記の件について、以下のとおり要請します。

地方公共団体名	代表者 職・氏名 印
住所	
担当者連絡先	
所属、職名	
氏名	
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	

(説明資料の添付 有・無)

<input type="checkbox"/> 大規模災害又は特殊災害が発生し職員の惨事ストレスが危惧される団体 〔 内容: 〕
<input type="checkbox"/> その他 〔 内容: 〕

希望する事業内容(希望する事業にチェックを入れてください。(複数可))

	対象者 (例)希望者,管理職,所属 からの推薦など	対象者数	実施予定場所	実施希望時期
<input type="checkbox"/> 個別面接				
<input type="checkbox"/> 心の健康セミナー (一般職員向け、管理 監督職員向け)				
<input type="checkbox"/> メンタルヘルス マネジメント支援	支援希望内容等			

自由にご記入ください。

※一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会企画課から問い合わせがあります。日程等の都合により全て希望どおりにならない可能性がありますのでご了承ください。当協会では要望内容を確認し支援が決定した場合には文書で回答します。